

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年9月11日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人文化財支援センター

### (2) 代表者の氏名

栗田 尚典

### (3) 主たる事務所の所在地

京都府宇治市小幡花揃15番地

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、国民共有の貴重な歴史的財産であり、公益性の高い文化財を保護する不特定多数の一般市民、団体及び行政に対して、文化財の調査・記録保存に関する支援事業及び文化財情報の発信等を行うとともに、学校教育への文化財資料提供を行うことにより、文化財の保存・活用の向上を図り、もって広く社会に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成26年8月28日

(文化市民局地域自治推進室)